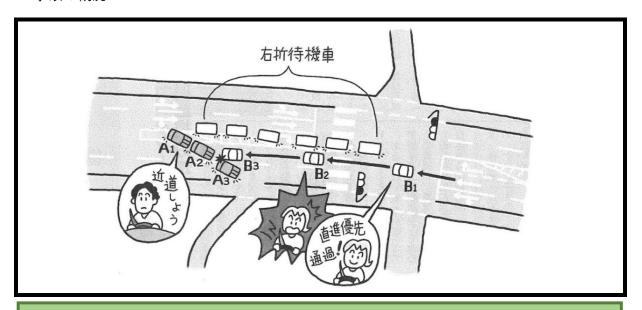
■事故の概況



事故類型:右折時

当事者A:普通乗用車 50歳代 女性 当事者B:普通乗用車 20歳代 女性

■ 事故の概要

Aは、いつもの通勤経路である往復4車線の国道を勤務先に向け走行していました。Aは、いつもより遅れ気味だったので、前方の信号機のある交差点まで行かずに、近道をしようとすぐ手前を右折し、脇道に入ろうとしました。

信号機のある交差点には、右折専用レーンが設置され、5~6台の待機車両が停止していました。Aはその後方に付き、対向車をやり過ごし、対向車線から進行して来るB車しか見えなくなった時、先に通過できると考えたAは信号機のある交差点手前の脇道に入ろうと右折を開始しましたが、B車のスピードが予想より速かったため、右折途中で衝突してしまいました。

一方、Bは、A車の対向側の第2車線を制限速度を5km超えた、時速約65kmで走行していました。信号機交差点に対向右折待機車両が数台停止していたのを発見しましたが、直進優先と思い、気にせずに交差点を通過しようとしました。ところが、右折レーンの途中にいたA車が急に飛び出してきたので、避けることができませんでした。

B車は衝突直前にブレーキをかけたのか、衝突速度は時速20kmまで落ちており、車両は中破しましたが、幸い双方とも無傷で済みました。

■ 事故から学ぶ

この事例では、対向車に自分の行動(手前で右折する)を事前に確認してもらえるか、 ということになりますが、実際はまったく伝わっておりませんでした。右折が可能で あったかどうか定かではありませんが、一般的にこのような場合では右折不可である場 合が多く、その点にも注意を払うべきです。

Aが、手前で右折して脇道に入る意思を表明するためには右折待機者の列に混じるのではなく、ずっと手前の離れた位置で、ターンシグナルを出し、待機する必要がありました。その距離がとれない状況であれば、より安全な運転のためには右折専用レーンのある信号機交差点で右折するしかありません。